

## 会 議 録 目 次

平成 1 8 年 第 3 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 8 年 6 月 2 6 日 （ 月 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

|         |                                                    |     |
|---------|----------------------------------------------------|-----|
| 日 程 第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て .....                  | 2   |
| 日 程 第 2 | 会 期 の 決 定 に つ い て .....                            | 3   |
| 日 程 第 3 | 第 45 号 議 案 海 田 地 区 消 防 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て ..... | 3   |
|         | （ 閉 会 ） .....                                      | 1 6 |

平成18年第3回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日                      平成18年6月26日（月）  
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂  
3. 開会（開                      議）                      6月26日（月）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員  
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 理         | 事 | 山 本 義 彦 |
| 総 務 部     | 長 | 園 山 純   |
| 生 活 安 全 課 | 長 | 金 子 幹 雄 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 幹         | 濱 吉 計 守 |
| 主 事         | 中 村 修 介 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第45号議案 海田地区消防組合理約の変更について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年第3回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第3に至るものでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より15番、佐中議員、1番、久留島議員を指名いたします。



○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）第45号議案、海田地区消防組合理約の一部を改正する規約の内容についてご説明をいたします。

今回の改正は、海田地区消防組合の事務を広島市に委託し、消防組合の解散を予定した場合には、海田地区消防組合理約に事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する事項について定める必要がございます。消防組合理約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議をしようとするに当たり、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明させていただきます。資料1の「新旧対照表と」あわせてご覧ください。

改正の内容でございますが、第11条の次に、第12条として、組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定については、関係市町の議会の議決を経て行う町の協議をもって定めるとする1条を加えるものでございます。この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、資料2の「消防事務の委託に係るスケジュール」をご覧ください。

今後の予定でございますが、今回の議会で事務の承継等に加え、規約の改正の議決を経ましたら、広島県知事に対し規約改正を申請し、許可を受けることとしております。許可後は、広島市への消防事務の委託に係る確認書、町と広島市の間における消防事務の委託に関する規約、委託事務の適正な管理執行を行うための（仮称）安芸地区消防運営協議会協定書などを整理した上で、9月議会には組合の解散、財産の処分、事務の承継、事務の委託に関する規約を上程する予定でございます。事務の委託の実施につきましては、来年4月から委託をする予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。先ほどの報道に対しましては、NHKのテレビ報道と新聞報道がありまして、先ほどの説明で本当に安心をいたしました。

質疑に入らせていただきます。今回の資料2に、「消防事務の委託に係るスケジュール」を示されているんですけども、この中で、もっと具体的になっているスケジュールといえますか、知事の認可は得るだけであって、これは6月いっぱいには許可がおりるであ

ろうとか、県知事の受理は9月のいつでという、こういうスケジュールですね。それとともに、9月議会は大変重要な議会になってくると思うんですけども、この議決事項の内容を、議員の中の代表が消防議員として行っておりますけども、行っていない議員には、どの段階でどういう内容の議決事項になるのであるという案、議員に対して案を示される時期はいつであるのか、もう少し具体的に、わかっておりますスケジュールがありましたら示していただきたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）現在のところ、3町といえ、一応、合意をした時点において県知事の方に申請をさせていただきまして、それによって事が始まるわけでございますので、合意が形成できないと県知事にできませんので、それからスケジュールをつくっていききたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）補足させていただきますが、各市町が提案をしまして、それがまとまりまして、県へ提出した後、最短で1週間で許可がおりるように聞いております。

それから、今後の9月議会までの状況説明でございますが、これは、先般ご紹介しておりますように、各協議事項を、それぞれ案をまとめて、各町の意見がまとまって皆さんにお示しする状況になれば、9月議会までに1回出せる状況になると思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この間の全員協議会でほぼ理解はしておるつもりなんですけれども、ちょっとわからんところがあるのでお尋ねするんですが、今回出されております構成団体の議決をもって行う町の協議というのはどういう意味のことを示しておるのか、中身、これが1つと、もう一つは、今西山さんも言われたんですが、私も具体的に。

9月の段階で議決事項、解散とかいろいろあるんですね。その中に解散とか財産処分とか、この財産処分というのは大きな財産があるわけですから、消防自動車とか救急車とか建物とかいろいろあるんですが、今後これを運営していく場合に、これがどうなっていくのか、契約をするのか、それとも寄附をするのか、委託、こういう名称があるかどうか知りませんが、負担をするのか分担をするのか、そこら辺の流れがいまいちちょっとつかめんです。流れがどうなっていくのかというようなね。そのまま財産組合みたいなものを持って、財産だけを置いて、そういう形で残しておくのか、それとも全部寄附

するのかどうかよくわかりませんが、その流れはどうなっていくのか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）町の協議と申しますのは、各議案にお示しする協議書がございます。

本日でいいますと、規約案でございます。これが協議書でございます。これを各市町が議決をしまして、それを持ち寄って、これで知事に出しますよというのが協議でございます。それで、今のそれぞれ9月議会で予定されております組合解散でございますとか財産処分、事務の承継及び決算認定、それから事務の受委託につきましても、それぞれで具体の協議書がついた上での議決になります。それが議決になりますと、それを持ち寄りまして、これでということで最終的な各市町の協議を整えたという形でもって、申請なり次の段階へ進むということでございます。

○議長（原田）今からの形態としての話があったので。総務部長。

○総務部長（園山）財産処分につきましては、ただいま申しましたように、財産処分のところの議決について協議書案をお示しして、それを議決いただいて、各町が、同じ議決ですけど、持ち寄って合意するということでございますけれども、具体の処分の方向については、これからでございますけれども、想定されますのは、消防車等の機材についてはそのまま引き継ぐ。上物も、恐らくそのまま引き継ぐ。底地については無償対応という方向であろうと思われます。これは、あくまでも今からの協議でございますので、そこはお含みおきください。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）いまいちよくわからんですが、例えば消耗品、耐用年数があるようなもの、消防自動車だったら15年とかいうのが大体あるんですが、それらはそれで使うという方向でいいんですね。しかし、不動産やいろんな権利があると思うんですね。このことについては、後々どうなっていくのかというのですね。それを今から協議して決める、契約の中に入れると。委託をするのに、委託という方法があるかどうか知らんけども、寄附するのか、分担をどういう形ですするのか、それとも負担という形になっていくのか、そこら辺を全部含めて今から協議で決めて、解散のそういう条件の中にいくのか、そこら辺がわからんので、お願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今、佐中議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（原田）西山議員。

○ 9 番（西山）先ほどの私の言い方がちょっとまずかったかわからないんですけど、一件明解な答弁が帰ってきていないんですけども、9月議会に上程される予定である決まった議決案件が示されたときに、いつの時点で議会にそれを示してくださるか。ですから、それで納得できるかできないかは大きな問題ですから、ある程度決まって私たちに示されますと、そこでまた大変なことが起こる可能性が大でありますので、この案ができた段階の、いつ私たち議会に示してくださるかという質疑をしたんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、大変重要な問題と認識していますので、いろいろ協議会を通じて、発表できることは全員協議会等でも早く皆さんに周知したい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○ 6 番（桑原）確認を込めて、3点ばかり質問いたします。

まず、第1点、これは当然検討なされていると思うんですけども、委託に係るスケジュール表がございますね。それでは、19年度から新体制に移行するとなっているわけです。それまでの間、消防という緊急事態、住民に新聞なんかで、移っちゃうんだと言うんだけど、新体制は4月からということになっているわけです。当然、その間、今の現有体制が、緊急事態に対して発動されるはずなんですね。それをどのような形で、いつの時点で、どういう内容で明示されるのか、それがまず第1点ね。

それから、2点目は、消防関係のいろんな諸通達なり規則がございます。それに一番問題になると思うのが、海田町の地域防災計画、それらがいろいろあるわけですね。それが今回の委託事務と今後どのようにかわってくるのか、その辺はどうなんだろうかということです。

それから、3つ目、今回の委託は、町政の歴史的な意義があると思うんですけども、そこで、今月の15日に全員協議会を開いていろいろ検討されたわけです。そのときの資料で、かなりわからない点があったんですよ。例えばデジタルが2億円もというのが計上されていなかった。それと、18年度からじゃなくて、19年度からのあれは10億2,200万だったんですが、それが8億6,000万になるというようなこと、それから、担保と盛んにおっしゃっていた、それは人的担保なのか物的担保なのか、それは何に明記されているのか、そのようなことは、歴史的なあれですから、ちゃんと整備されていないといけないと思うんです。だから資料1、2を書き直して、こういうことで移行したんだ、

委託したんだということをはっきりさせていただきたいと思うんです。私は、少なくともそういう資料を配付してもらいたいと思うんです。その3つの点、どうですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）委託スケジュールの件でございますが、新体制は4月からということでございますけど、これは、3月末までは今の消防組合が存在するわけでございますから、指令システム等のつなぎかえについては逐次行いますけれども、今ある組合の消防が機能を停止するということではございませんので、そのまま出動、緊急体制に対応をしてまいるというものでございます。

それから、地域防災計画、防災出動についてはどのようなになるかというお尋ねでございますが、これにつきましても、これは今後の委託の内容にかかわるところでございますけれども、もちろんそれは、今までのとおり不備がないように、そこを盛り込んでいく、災害時の消防連絡体制の確立でありますとか応急の対策でありますとか、それは今後の事務の確認の中に盛り込んでいくというものでございます。

それから、デジタル化等で係数が違う、明記されていない、担保の内容ということでございますが、担保と申しますのは、今まで申しました、委託をするに当たって確認書をつくってまいるという計画でございます。その計画書を担保するというものでございます。ですから、すべて各町が望む、今の消防体制の維持を望むわけですが、望んだ事項がほごにされないように、それを確認書、それから運営協議会協定書の中に盛り込んでいこうというものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）ちょっと回答のピントがくるっているんですよ。要するに、一番の問題は、附則か何かで3月31日まで継続するということをやちゃんと明記するのは、いつの時点でどういう形でやるのかということ聞いたわけです、第1点はね。

それから、第2点は、海田町の計画があるでしょう、いろいろ。昨日もそのことでいろいろシンポジウムがあったりしたんですけど、海田町の地域防災計画、特にこれは、委託したら広島市の方に皆移っちゃうのかどうか、その辺がよくわからないわけなんです。だからそういうようなこと。それで、諸通達なり諸規則でも、残しておいていいようなものもあるんじゃないかと思って、今、質問しているわけです。だからその辺はどうなんですかということ。回答がおかしいんですわな。

それともう一つ、今の最後の分は、資料が全然違っていたんでしょう、要するに。18

年度じゃなく、19年度のが正規なんでしょう。委託するのは、経費の削減が最も大きな理由だったわけですよ。そういう歴史的な、今の時点で、こういうことで議会は、慎重審議した結果こうなったんですよということを明確にしておいてもらいたいという意味であれを書き直していただいているんでしょうかというふうな、それで、それを皆さんに配って見たらどうですかということなんです。以上3つ、再回答をお願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほどの附則に盛り込んでどうかということでございますが、これはあくまでも解散をして今の組合の機能が停止するものでございますから、一部事務組合の規約の附則に盛り込むというわけにはまいりません。これは、解散でもって一部事務組合が廃止をされて、その機能が停止するというものでございます。ですから、機能が停止するということは、今回のように、事務の委託をするか単町でするかという選択は残るわけでございますので、その辺、ご理解をお願いいたします。

それと、本町独自の計画等はどうかということでございます。これはもちろん残ってまいります。消防事務そのものを委託するわけでございますので、それ以外のもの、規定等はもちろん、防災計画等も残ってまいります。ですから、そこにある消防との連絡体制につきましては、事務委任の中ではっきりさせていこうというものでございます。

それから、経費でございますが、経費につきましては、申し訳ございませんけれども、これは、消防事務の研究会が18年度から23年度にわたっての削減計画の中で示した係数でございます。今はこれしかございませんので、これによりまして説明をさせていただきましたけども、これは、具体的に19年度からなると、ということにつきましては、先般、若干載せさせていただきました。ですから、より具体的な係数が出ましたらお示しできる、少なくとも19年から23年という係数については、これから明らかにしていく必要があるかと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）大体わかりましたけど、附則では決められん、何か明示して、住民の人に新聞とか何かで、今、町長の話にもあったように、そういうことで混乱しないように。しかも、10月から3月までは指令システムの改修等を行うと言っているでしょう。そういう時点でも、支障がないようにちゃんとできるんですかということの意味なんですよ。

それから、3番目の資料ですよ。資料は、要するに、今おっしゃったように団体の方でつくられたもので、これしかないんだと言うんだけど、19年度から8億6,000万に節

減になるよとか、担保がどうだのというようなことをやっぱりぴしっと、これは今の議会、行政も含めて皆移っていくんですから、そのぐらいの資料はちゃんと整理しておく必要があるんじゃないかということで申し上げているので、わかる範囲でも結構ですよ。全員協議会で各議員の人が質問したりしたものをまとめておられれば、それを。そうしないと、委託した理由が、議会として何かわけわからんままでやっちゃったのかという印象を受けたくないんですよ、全員協議会まで開いてやったんですから。そういうことでお願いしたいということなんです。

それと、今の２点目の海田町の地域防災計画なんか、残すとはおっしゃるんですけど、委託先と競合するようなことがないのかどうか、その辺は町長としていろいろ判断されることもあろうと思うんですが、その辺はどうなのかなということの意味なんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）１点目の桑原議員ご心配の件でございますが、消防とかいうのは、一分一秒休むことのできない業務でございますので、完全に、絶対確実に町民の安全と生命を守る非常に大きな使命でございます。その点、移行も十分やっていきたいと思っております。

それから、地域防災計画なんかにつきましても、あらゆる連携プレーをとってやらなければいけないことがたくさんございます。例えば、危機管理の問題も含めて、これらも十分に協議をしながら、今までのサービスの低下にならないようにやっていきたい、こういうふうに考えております。また、次のスケジュールというところが、費用の問題も含めて、こうしていろいろと協議をいただいた中で、県知事の許可をいただきながら、次の段階において開示できると、早目に皆さんにしっかり、全協でも開かせていただいて、それで説明したい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○１３番（前田）１３番、前田です。今、冒頭、町長は、６月２０日に中国新聞に抗議したところであるということですが、これはむしろ中国新聞の方が正しいので、あなたもここで１９年の４月から新体制に移行するんだと、文章ではっきり出しておられるんですよ。この辺の町長の説明がわからないというか、どうも違うておるんじゃないか。片方では「やりませんよ、あたかも決まったことのように報道しておる」と言われながら、やりますという文章を出しておるんですよ。これの違いの説明を、まずひとつしてもらいたいということと、先ほど来、３町の合意に至っていないんだと。当然、３町の合意に

至らないながら、規約の改正、知事の許可を受けるんだと。知事が許可をした場合に、3町の合意が至らなかった、これはおかしいことになるんじゃないか。前提は19年4月です、もう決しておるんですね。あなたが言われる、決していないんだというのは嘘なんだよね。それで、片方では、「今から3町のいろんな事務内容についての打ち合わせをするんだ、全協会を開いて、議会にも説明しながら」と言うておる。口では非常にいいことを言うておられるが、過去もそうなんですね。この件にしても、そういうことでしよう。

この6月の定例議会では、まだ全然その方向にないんだと、こういうような言い方で、3日もせんうちに、途端に全協を開いてくれ、臨時議会を開いてくれというのは、食い違いがあちこちで出ておるんですよ。これもそういうことの1つで、片方では「中国新聞に抗議をした」と言いながら、「4月1日からいきますよ」と、こういうふうに言うておるんですね。それで合意しないもののうちから先に決めて、知事の許可を受けて、9月にその解散の議決をするんだと、こういうことなんですね。この辺がちょっと理解しにくいんですよ。明解に答弁願いたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の消防事務委託の件につきましては、一応、全協とか、資料で皆さんにお示ししたとおり、目的は、来年4月から移行したいという意向のもとに、各関係市町で一緒になっていろいろ協議をさせていただきました。その中で、今、前田議員がおっしゃるように、1町でもだめだったら、これはだめなんですね、協議の場に全然ならないわけですから。そういう時点でまとまっていなかったから、6月議会には出さなかったというふうに理解いただきたいと思うんですが、その後、いろいろ話の結果、一応これで、今回、6月いっぱいぐらいまでに臨時会も開いてそういう議決をいただきたいということがある程度まとまってきたものですから、改めて今回、全協を開かせていただいたり、臨時議会をさせていただいたということでございます。

それから、新聞報道の問題も、皆さんご承知のように、合意と合意かというので、「か」の1つの字で随分解釈が違ってくるんですよ。そこらで私らは、合意をしてから初めて次の段階へ移るという解釈をしておりましてのですが、新聞報道やNHKの報道なんかは、私のところへは一切、直接、記者も取材に来ておりません。新聞で見られたかテレビで見られたか知りませんが、そこらの点について、十分な話はしていませんので、そこらをご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど来いろいろ出ておりますが、今回の消防事務委託というのは、来年度、恐らく19年度から総務省の指導によって全国で30万規模の消防体制の再確認、再編成というのが行われるということにあわせですね、できたら今回した方が、町のためにも、また地域のためにもなるんじゃないかという、いろんな経費の問題とか費用の問題に対して、こういう決断をさせていただいたということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）だから、それはいいんですよ。4月からやるんだということの前提があるんでしょうということをおっしゃるんですよ。それを、あたかもないような言い方をされるからおかしいんじゃないかと、言うておられることとやっておられることが違うんじゃないかと、こう言うておるんですよ。だから、あくまでも19年4月1日から移行するんだ、それを前提にこれを進めておるんだと、はっきり言えばいいんですよ。私が言うたのであるかないかは知りませんよ。

当然、私が想定するは、管理者が言うのか、だれかが言わんことには中国新聞もそう簡単には書かんだらうと思うんですが、恐らく、広島市の場合は委員会が公開になっておるということと、新聞記者の方の傍聴は拒否できないんだというような、何か前例があるようなので、消防委員会か何委員会か知りませんが、そこらの方から出たのか、それはいいんですよ。あなたは、「まだ決まっていないんだ」と言いながら、ここに4月からやるんだということを明文化、文章化しておるんですよ。活字になっておるんです。だからその説明が違うんじゃないですかと。

だから、やるのならやるというのをはっきり言えばいいわけですよ。今から皆さんに説明しながら、合意を得ながら、何か遠回しにして、場合によっては、やらないんだというふうに聞こえるわけですよ。3町の合意が云々と、そんなことを今さら言わなくても、議員になった時点から皆さん知っておることなんですよ、こういう一部事務組合が全部の合意がなければだめだということは。だから隠さずに、こういうふうにしたいと思うからどうかというのはずばっと言えばいいんですよ。総務部長、そこらもはっきり。補佐しなければ、つまらんよ。

だから、知事の認可もそのために受けるわけだから、3町の合意を得てないからというて、知事の許可が片方でありたら、自動的に真っすぐ前へ行くじゃないですか。行かんですか。知事の許可を受けて、また、あれは嘘でしたよと撤回することができるんですか。できんでしょう。だから、「そういうふうにしてやるんだ、このようにやってい

くから」ということを言わないと、誤解を招くようなことを言うておったんです。やるんじゃ、やらのじゃ、あっちでは合意がどうじゃこうじゃ、それでは説明がはっきりしないと言うておるんです。だから、目標を決めてこういうふうに行くんだということを、ぱっとはっきり言えばいいんです。何か遠回りして、片方ではご理解願います、ご理解願いますと言うたって、あなたは腹の中で何か隠しておるわけですよ。だから、そのまま引続き管理者でおりたいのなら、私は反対なんじゃと、はっきり言えばいいわけです。だから、やるのならやるというて、隠さずに言えばいいわけよね。

さっきも言うたように、本会議のときには、全然日が見えんのだと、そんな方に委託の「委」の字もないんだというような言い方をされておって、3日もせんうちに全員協議会を開いて説明して、臨時議会を開いて、いいんです、それがいいものになるのなら。だから、今よりも消防機能が低下せずに、町長がおっしゃるように、住民の生命、財産、安全を守れるのなら、これは、地区消防でやろうと市の消防に委託されようと、よりいいものになるのならいいんです。

例えば、今の方の地区消防の機能が市の消防よりもすばらしくて、それを委託するということになれば、消防体制が今よりも落ちるということになるから、当然だめだと、こういうことになるわけですが、うちの消防機材にしても機能にしても、広島消防よりも落ちるということになれば、同じ予算あるいは安い予算でそれができるのなら、消防機能が向上して安くできる、これほどいい話はないじゃないですか。だから、隠さずにぱっとうちやって、遠回しに、場合によってはやらないんだどうだと、言うておることがややこしい。すぱっと、どうするのか、文書化しておるんだから、この方向でいくから頼むよと、どうして言われんのかな、そこらなんよ。説明が回りくどいことを言うておる。そこらもう1回。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）決してばかしたり隠したりすることは毛頭思っておりませんし、今までの協議会とか全協でもはっきり私は申しておりますが、やはり海田町だけの問題じゃないし、1市3町の問題でございますので、とにかくサービスの低下にならない、安全・安心が守れるということをすると言っているんですが、やはり段階的に協議の場というのがあって初めて申請をしてやっていかなければいけないものですから、私としたり、平成19年4月からぱっさりやっていただきたいという考えでやっております。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。協定書を結ぶ場合、まず最初に、3町で個々に結ばれるのかどうか。委託をされる場合の協定書ですか、それは。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）事務の委託につきましては、これは地方公共団体間の契約でございますので、全部がまとまってというわけにはまいりません。1市1町という関係になります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）その場合、例えば、それぞれ3町で別々にというか、ちょっと違うような協定を結ばれた場合ですね、今から整備、維持はもちろんですけど、消防力、いろんな災害のときの対応をアップしてほしいというふうなときに、例えば海田町がこういうふうな整備をしてほしいと広島市に要望した場合、そういうふうなことが実際にできるのかできないのか。消防力、海田町に限ってはこういうふうなものを整備してほしいといったときに、2町はそこまで、そういうふうなものは要らないというか整備はいいですよと言った場合、海田町だけがそういうふうな整備を、広島市はしてくれるのかどうかということをお願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）個々の要望といいますか、そういうものにつきましては、消防事務の委託に係る確認書ということで、1市3町が大筋のところをまとめたものを確認書としてつくり上げる。その確認書を担保として、今の安芸地区消防運営協議会協定書、これをつくって、その確認事項を監視しながら遂行していく。

それで、規約は、先ほど申しましたように1市1町のものでございます。これは全部同じ形、パターンのものでございます。だから、特化したものがそれぞれの町で出てくるわけではございません。あとのものは、今言いました確認書なり、それを実施していく、監視していく運営協議会の協定書の中で進めていくことになります。それで、特に、海田町に対しての要望ということであれば、その中で協議をされて応分の負担がかかるということも若干あるかもわかりません。それは、その中で今後協議をされるということになろうかと思います。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。組合議会にかわる協議会のことなんですけども、まず、組織の方で、先般ちょっと触れましたけども、1市3町の長またはその指名を受けた者、

市、町とも2名以内とする。具体的に進んだ場合に、海田町の協議会の組織の2名ですね、町長と、もう一方はだれになるのか。定例の年2回は、大体いつといつの開催になるか。続いて幹事会は1名ということで、これは具体的にだれを充てるようになるのか、それから4回の開催、定例は2カ月置きとか、いつといつといつに幹事会は開催するように具体的になるのか、その辺をお伺いしておきます。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今お尋ねの件につきましては、本議会の資料ではございません。したがって、これは今から定まっていくことでございますので。先般お示しさせていただきましたのは、あくまでも予定、今までの経緯の中で積み上げてきたものでございますから、そういうふうにご理解していただきたいと思います。これはまた後々皆さんにお示しすることになろうかと思えます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。先般も触れましたように、一番のあれは、市の方が非常に体が大きいということで、感じとしては象さんとアリさんというような感じがします。なので、この前も言いましたように、市に対して、いざというとき、協議会ということになりますけども、物が十分言えるのかどうか、その辺をもう1回聞いておきます。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その辺が一番重要なところでございますが、これは、物が言えるようなシステムをつくっていくということで進めてまいります。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう1回だけで。安芸地区における消防行政のあり方について、消防行政研究会、去年の7月ですけども、その中のまとめの中で、3つ目に大事なことが書いてありますので、住民説明などを十分に行い、コンセンサスを形成するためというところがあるんですけども、これから、この前ちょっと新聞にも出ましたように、住民の方も注視しておりますので、住民の方の方にも説明とか周知徹底ですね、そういうようなことはどのように持っていかれるのか、それを最後に聞いておきます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに皆さんは、私のところに電話があったりして、どうなるのかという質問もございます。その点につきましては、先ほど申しましたように、安全・安心で住民を守る、全然変わらないということを周知徹底して、あらゆる方法で皆さんに周知し

たい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり、これを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成18年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午前9時43分 閉会